



齋藤 昭一 議員

問

ズワイガニ漁は
いまが最盛期で
ある。年々カニ資源が枯
渇している。その原因の
一つに、韓国漁船が日本
の排他的経済水域（EEZ）内の隠岐沖で密猟を
している。

かつて、竹島周辺はズワイガニの漁場であったが、いまは韓国に実効支配されていて、日本漁船は近づくとできない。1999年に「日韓暫定水域」が設けられ、両国で漁ができるようになったが、韓国漁船の横暴により、日本の漁船は近づけなくなった。韓国漁船の乱獲で暫定水域のカニ資源が枯渇してしまい、そこでまだ豊富な隠岐島沖に密猟にやっけてきて隠岐沖の魚場を荒らしてということが現況だ。韓国が竹島を欲しが

Q 竹島を取り巻く日本海資源の活用を。
A 国家プロジェクトとして取組んでもらう。

もう一つ大きな理由は、日本海に眠る豊富な海底資源にある。

1997年1月ロシアのタンカー「ナホトカ」号が大しけの隠岐島沖において破断沈没し、重油が流出し、その調査依頼された民間調査会社は調査の際に、偶然メタンハイドレートの柱を発見した。本来このメタンハイドレートは西日本の太平洋南海トラフにあり、これを探索し、採取するとなると多額の費用と作業困難を伴う。しかし、日本海には海底上に隆起しており魚群探知機でも確認することが可能で、探索・採取も簡単であるとの調査結果が出ている。

アメリカは日本が竹島を取り戻すことに何ら手助けをしていない。日本が資源大国になるとアメリカの持つ石油利権に多大なる影響が出ることを懸念し、むしろ韓国の野心を使って日本海のメタンハイドレートを手に入れようとしているとした見方も出ている。もしそうであるならば、政府も早急に調査し、具体的な対応処置を取る必要がある。先々メタンハイドレートの採掘が実用化となれば隠岐島はその位置関係から重要な前線基地としてうってつけであるが、

これが実用化されると我が国は資源の少ない国から資源大国になると言われている、国家プロジェクトとして積極的に取り組んでもらいたい。

「メタンハイドレート」は石油にとって代わる次世代のエネルギー資源として、注目を集めている物質。



高宮 陽一 議員

問

隠岐の牛突きは、保存会の皆さんや関係者の皆さんの献身的な活動により保存・伝承に取り組みされているが、突き牛の購入、飼育、後継者問題など苦慮しているのが現状だ。また、モータードームでの観光闘牛も西郷牛突き保存会が撤退し現在は観光協会が運営している。このように、隠岐の牛突きを取り巻く環境が大きく揺らいでおり将来が心配される。

私は、まず伝統文化である牛突きをどのように保存するかが先決であり、そして、この財産を観光振興にどのように活用するか考えるべきであると考えます。決して観光闘牛が優先されるようなことがあってはならないとも考える。牛突き関係者が、

隠岐の島の牛突きを保存・伝承することは重要な課題であると認識している。本町が観光を一つの町おこしとしていくためには、他に類を見ない牛突きはなくてはならないものがあり、保存会の皆様方と中長期的な計画を構築していくことが必要と考えている。

Q 行政として「牛突き」保存の推進を。
A 中長期計画を構築していく。（教育長）
A 公開事業を支援し、習俗文化として確保できるように整備を進める。（町長）

誇りと熱意を持って保存に取り組むことが出来るように、人材育成等も含めて行政として何が出来るのか、どのような支援が必要かを検討すべきである。

牛突き保存と観光闘牛を今後どのように推進するのか。

教育長

隠岐の島の牛突きを保存・伝承

文化財としての牛突きが基礎となっており「文化財の牛突き」と、「観光牛突き」の



隠岐牛突き初場所

問

いくら教育委員会が考えても、資金的には町に責任があり、十分に検討頂きたい。



安部 大助 議員

問

近年、健康志向の高まりなどを

背景に、全国的にランニング人気が続いている。この隠岐の島町においても、ランニングやウォーキングをされている方々をよく見かける。健康増進のためなど、きっかけは様々であるが、運動をする人たちが増えることは、とても素晴らしいことであると思う。

しかし、運動される人を含め『歩行者』の方々が増えることで、同時に心配されるのが、怪我や事故などである。

特に夕方や夜間は、車や自転車などから歩行者は見えにくく、事故へと繋がるケースもある。

今年1月には、道路照明の暗い栄町杉山交差点付近において、歩行者と

Q 街灯整備の充実を。

A 必要箇所を中心に設置に向けて地域と検討していく。

Q 昼間、夜間と誰もが安全に安心して運動できるようにランニングコースの整備を。

A ウォーキング道路の促進と県当局への要望を検討する。

問

生活習慣病予防のため、また、

今以上に運動への関心を高めるために、一般道などを利用したランニングコースの整備が必要と考えるが。

町長

ウォーキング道路の利用PR活動と安全安心のため整備が必要であれば、現地調査をしながら調整も図っていく。

町長

特に旧西郷はまだ街灯の整備が完全ではない。

今後は、各自治会、区と十分検証をしていきたくて思っている。更に、皆さまから「ここをみてください」という所はあると思うので、そのような箇所を中心に今後も設置に向けて検討していく。



夜間でも安全安心を



石田 茂春 議員

問

平成16年合併時には滞納金額は

(料を含む)2億5445万円あり、その後毎年増加し、前年度の決算では2億9540万円と累増の一途をたどっている。また不能欠損額は4837千円(平成22年度までの累計)と解消対策として様々な対策をとっている。また監査委員からも毎年指摘されているが、有効な対策がないままに推移している。しかし、このまま放置しておくことは許されるものではない。税は期間内に納付する環境づくりをすることが大事と思われる。現在町民税は6月、8月、10月、1月、固定資産税は4月、7月、12月、2月と、それぞれ地方税法で示されている納期にな

Q 税の納期の細分化を。

A 税法を越えて納期の数を増やすことはできない。

っているが、その月になると毎月収める金額とあわせればそうとうな金額になる。納期を年4回と固定しないで、8回、10回、または毎月とか納期を細分化するのも環境づくりの一環でもあり、納税者にとっては気分的にも納期しやすいようになるのでは。

ないのか。

町長

非常に難しい。

問

高額な滞納者については、どこかで一線を引く考えがあるのか。

町長

税負担の公平性を第一に考え、制度の中で滞納額の減少に一層の努力をしていく。

町長

各税目の納期は、地方税法第320条により定められており税法を越えて納期の数を増やすことはできない。この法の趣旨は、納税額がいちどに高額にならないように、また納税者の負担軽減を図り、税の納付を円滑に行なっていくためである。

問

税法320条は昭和25年7月31日施行であり、見直しをする時期に来ているのでは。町から発信出来



税徴収勉強会